

消費者機構日本ニュースレター

132号

1. 第13回通常総会日程と記念企画のご案内

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

来る6月5日(月)に、消費者機構日本第13回通常総会と総会記念講演会を下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況をご報告申し上げ、2017年度の事業計画等を報告いたします。

また、今回の記念講演会の講師は、北海道大学法学研究科教授の町村泰貴様です。「消費者裁判特例法 どう活用し発展させていくか」と題して、類似の制度であるフランスの2段階訴訟制度の活用状況の紹介と日本の制度活用に当たっても参考にできる点についてをお話いただきます。皆様のご参加をお願い申し上げます。

総会傍聴ならびに記念講演会参加のお申込みは、本レターとは別に「傍聴・参加申込書」を添付しますので、必要事項を記入し、消費者機構日本事務局までご送付をお願いいたします。また、申込書の**必要事項**を seminar@coj.gr.jp へてに送信いただいてもかまいません。

第13回通常総会の傍聴のご案内

1. 日 時 2017年6月5日(月) 17時30分～18時10分

2. 会 場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア

3. 議 案

(審議事項)

第1号議案 2016年度事業報告承認の件

第2号議案 2016年度決算承認の件

第3号議案 役員補充選任の件

(報告事項)

(1) 2017年度事業計画

(2) 2017年度予算

総会記念講演会のご案内

1. 日 時 2017年6月5日(月) 18時30分～20時00分

2. 会 場 主婦会館プラザエフ 7階 カトレア

3. 参加費 無料

4. 次 第

18：30～18：35 [主催者挨拶] [第13回通常総会報告]

18：35～20：00 講演（質疑10分を含む）

「消費者裁判手続特例法 どう活用し発展させていくか（仮題）」

講師 北海道大学法学研究科 教授

（消費者支援ネット北海道 理事長）

町村 泰貴氏

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

正会員の皆様には、5月下旬に「消費者機構日本第13回通常総会ならびに総会記念講演会のご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

2. 活動報告会再案内

（再）2016年度活動報告会のご案内（5月24日）

先月のニュースレターでもご案内しましたが、消費者機構日本では、今年度も昨年の活動を報告する会を行います。5月24日（水）の午前と夕方に2度開催いたしますので、ご都合のよろしい時間帯にお誘い合わせの上ご来場いただきますようお願いいたします。参加希望の方は下記内容をご確認の上、申込みをお願いいたします。

今年度は、2016年度活動内容の概況報告、是正申入れ活動実績、被害回復訴訟制度の現状の報告です。後半は質問時間を長めにとり、活動に対する質問や会員制度に対する質問にお答えします。

内容とタイムスケジュールは次の通りです。

5月24日（水）1回目 10：30～12：00 ・ 2回目 18：00～19：30

時 間（2回目時間）	内 容
10：10～10：30（17：40～18：00） 10：30～11：30（18：00～19：00）	受付 2016年度活動報告会 ①2016年度活動概況 ②是正申入れ活動 （ブロードバンドサービス契約、インターネット通信サービス契約、恋愛マッチングサービス契約、建築請負契約）
11：30～12：00（19：00～19：30）	③消費者被害回復訴訟制度の現状（特定認定後の状況） 質問会 終了

開催場所：主婦会館プラザエフ 5階 会議室（JR四ツ谷駅 麴町ロータリー前）

開催場所の地図は、下記報告会チラシの裏面を参照ください。

参加費：無料

定員：各回20名

申込方法：会員の方はお名前（所属団体）をご連絡いただきますようお願いいたします（電話・FAX・メールいずれでも可）。ホームページには、チラシ兼申込書も添付しています。

メールアドレス ⇒ seminar10@coj.gr.jp

(メールでお申込みの場合は、表題に「5/24 参加申込」と明記ください。)

- ①お名前 (団体加入の場合は団体名も)
- ②参加希望 (何回目の会か、全参加・第 1 部のみか)
- ③参加人数

3. 第 2 2 回適格消費者団体連絡協議会報告

以下の概要で、第 2 2 回の適格消費者団体連絡協議会が開催されましたので、ご報告いたします。

開催日 2017年3月4日(土)午後～5日(金)午前

開催地 名古屋国際会議場

参加者 30団体99名、消費者庁、愛知県

《全体会》

1. 消費者庁報告～国セン法改正案の説明が行われました。特定適格消費者団体が行う仮差押えの担保金の立担保を国民生活センターが行えるようにする趣旨の法改正です。立担保の金額は、当該団体の正味財産を上限とする運用とする予定との説明がされました。

2. 差止請求事案の事例報告

(1) クロレラ訴訟最高裁判決について紹介。(京都消費者契約ネットワーク)

広告であるからといって勧誘に当たらないとは言えないとの判断が示されました。今後、広告であっても事案に応じて勧誘に該当するかどうか判断されることとなります。

(2) 「平均的損害」に関する裁判例として、冠婚葬祭互助会の解約金と結婚式場の解約金の事案について説明、意見交換がされました。

(3) 「一方的規約変更権条項」により不利益に変更された契約条項について差止請求の対象とすることは困難であり、その場合は、被害回復制度で対応することが必要との意見交換が行われました。

(4) 「お試しを装った定期購入サイト」の差止事案 2 件について差止請求の対象の特定について紹介がされました。

3. タレントファンクラブに対する申入れの結果、ウェブサイトがダウンした経験が報告されました。被害回復訴訟制度の公告をウェブサイトで行う場合は、アクセス数の見込みを考えて、ダウンしないよう事前の対処が必要と意見が出されました。

4. 「消費者スマイル基金」の進捗について報告がされ、適格消費者団体にも賛助会員登録が呼びかけられました。

5. 消費者契約法改正の検討状況の紹介がされました。

6. 地方消費者行政の恒久的な財源措置に関する要望書提出の呼びかけが消費者支援ネットワークくまもとから行われました。消費者庁で、地方消費者行政強化検討会が実施されており、6月までに報告がとりまとめられる。4月ころまでに多くの団体が意見書を出すことが重要であることを確認しました。

《特定認定を目指す分科会》

1. COJ、KC'S の事務局体制、財政構造、被害回復事案の情報収集と検討体制について、説明がされました。KC'S は、差止事案の 検討委員会と被害回復の検討委員会を別々に設

置しているとのことです。情報提供受付時のチェック表について COJ 版、KC'S 版をそれぞれ検討しました。適格消費者団体と特定適格消費者団体の情報連携については、ガイドライン等で情報等連携ができる旨の規定を置くようにした方が良いのではないかとの問題提起がありました。

2. 国センの立担保制度については、求償免除など運用面で使いやすくすることが必要であり、検討することになりました。

《事務局会議》

1. 改正個人情報保護法対応について、整理、交流する必要性の問題提起がありました。
2. 次回の連絡協議会（9月札幌）についても、今回のフォーマットで企画起案の上、アンケートをとることを確認しました。
3. 2018年9月、2019年3月開催地については、幹事の担当順を確認し、メーリングリストで調整することとしました。

4. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報（3月1日～3月31日分）

○各適格消費者団体（14団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(3月1日～3月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■3月17日：(株)ディー・エヌ・エーから「再申入書」に対する「回答」を受領しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170317_01.html ■3月22日：株式会社アプラスから、差止請求書に対する回答書を受領しました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/170322_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■3月30日：地方消費者行政の充実・強化に向けて恒久的な財源措置等を図ることへの要望書を提出しました http://www.zenso.or.jp/information/%e6%9c%aa%e5%88%86%e9%a1%9e/3335.html
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■3月23日：株式会社グッドプレイスに対して申入れ終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2659.html ■3月23日：Amazon Gift Cards Japan 株式会社に対して、問合せ兼申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2662.html ■3月23日：宗教法人薬師寺に対して申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2665.html

	<ul style="list-style-type: none"> ■3月23日：(株)USENに対して申入れ書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2668.html ■3月31日：地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する要望書を提出しました。 http://cnt.or.jp/archive/2676.html
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■3月2日：簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「再々要請書」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000665 ■3月10日：家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の第2回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000667 ■3月10日：住宅リフォームを考えておられる消費者の皆さまへ。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000666 ■3月24日：エクササイズスタジオ「ピラティススタイル」を運営する(株)ぜんに対して「ご連絡」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000671 ■3月28日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)AIZENに対して、この間の回答内容の実施について誓約することを求め、「ご通知」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000673 ■3月30日：簡易生命保険の約款をめぐる問題について、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「再々要請書」を送付していましたが、回答を受領しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000676 ■3月31日：独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）の家賃の延滞等の遅延損害金の取扱い等に関する検討及び意見交換の結果の公表。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000674 ■3月31日：KC'sは、3月31日に、「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000672
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■3月2日：貸衣装業の京呉服好一株式会社に対して、同社のキャンセル料条項、違約金条項、解除権制限条項の使用差止めを求めて事前請求書を2/16付で送付していましたが、2/22付で回答が届きました。 http://okayama-con.net/sasidome.html
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■3月1日：アプライド(株)差止請求訴訟第8回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/750 ■3月1日：(株)ケアネット徳洲会より回答書を受領しました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/753 ■3月1日：(有)ギブアンドギブより回答書を受領しました。

	<p>http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/757</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 1 日 : アプライド(株) 差止請求訴訟第 9 回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/761 ■ 3 月 1 日 : 有限会社ギブアンドギブ申入れ活動終了の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/764 ■ 3 月 23 日 : 悠悠ホーム株式会社に申入れを行いました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/770 ■ 3 月 23 日 : アプライド(株) 差止請求訴訟第 10 回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/775
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3 月 1 日 : 自動車学校の解約手数料に関する申入れについて。 http://net-kuma.com/activity/2017/03/post-9.html ■ 3 月 2 日 : 冠婚葬祭互助会に対するお尋ね及び申し入れ活動を終了しました。 http://net-kuma.com/activity/2017/03/post-10.html
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077